

OPEN INNOVATION
with the US

募集概要

実施期間: 2023年9月～2024年3月

実施方法: オンライン/対面

言語: 英語

募集件数: 10社程度

参加費: 無料

対象企業

米国において、カーボンニュートラル分野、およびデジタル分野でのスタートアップとの技術提携を軸とした協業・連携を希望するJ-Bridge会員企業*

*イノベーターな商品、サービス、ビジネスモデルの開発に挑戦すると共に、デジタル技術等を活用した躍進的な成長を目指している企業であること。

対象分野

カーボンニュートラル分野

- 再生可能エネルギー
(洋上風力、バイオマス等)
- 省エネルギー
- 蓄電池・バッテリー
- 水素
- スマートインフラ 緑化・環境
保全技術など

デジタル分野

- モビリティ
- ヘルステック
- ライフサイエンス
- アグリテック
- リテールテック
- スマートシティ
- フィンテック
- ロボティクス
- 情報セキュリティなど

プログラム特徴

ジェットロでは、オープンイノベーション推進のため、日本企業と海外企業のデジタル技術（DX）を活用した連携・協業を支援しています。本プログラムでは、提携先機関であるXPLOATION PARTNERSのオープンイノベーション支援の知見とネットワークを活かし、米企業との技術提携を軸とした連携・協業を目指す日本企業に対し、メンタリング、ビジネスマッチング等のハンズオン支援を提供します。

1

DX推進支援 プログラム

デジタル技術（DX）
等を活用し、米企業
との連携・協業を目
指す日本企業のため
の支援プログラム

2

市場調査

マーケット概況、
社会課題、参入障壁
等、市場参入に向け
た情報提供

3

事業戦略 アドバイス

各社のビジネスモデ
ルに合わせた事業戦
略のアドバイス

4

ビジネス マッチング

協業、技術提携、共
同開発、POCに向け
たパートナー発掘の
ためのB2Bマッチング
の手配

5

XPLOATION PARTNERS社 エコシステム

XPLOATION
PARTNERS社のエコ
システムやネットワ
ークを活用したハン
ズオン支援

プログラム内容

本プログラムに参加することで、右サポートメニューをご利用・ご活用いただけます。

*プログラムの所要期間は4～8週間となります。

メンタリング/ブリーフィング

- 経験豊富な専門家による1対1のメンタリングおよび市場ブリーフィング（1社計3回、30-60分を予定）
- ビジネスモデルや戦略の発展、デザイン、そしてブラッシュアップの機会を見極める為のリサーチとディスカッション含む
- ミーティングはオンライン/インパーソンのいずれか

分析レポート

- メンタリングに基づき、各社の戦略策定に資するインテリジェンスレポートを提供（1社1レポート）
 - 関連市場分析、競合リサーチ、ターゲット市場のスタートアップリスト*含む
- *ジェトロの既存顧客をリスト化することを防ぐために、リストは事前にジェトロと共有
*インテリジェンスレポートは企業とジェトロ双方で共有

B2Bマッチング

- 協業・連携の可能性がある米国スタートアップとのビジネスマッチングをサポート（計1回を予定）

参加要件

- 1) 日本企業（株式会社、特例有限会社、合同会社、合資会社、合名会社のみならず、財団法人、社団法人、学校法人、独立行政法人等、日本法に準拠して設立された法人、若しくはそれらの共同事業体、又はそれらの海外子会社、支社をいう。外国企業の日本法人は除く。）であること。
- 2) 本事業のキーコンセプト「オープンイノベーション推進に向けた、デジタル技術（DX）等を活用した海外企業との連携・協業」に合致するビジネスを志向していること。米国での販路拡大、米企業との販売代理店契約を志向するものではないこと。
- 3) 具体的な課題を有し、その解決に向け米スタートアップとの技術提携を軸とした連携・協業を志向していること。
- 4) メンター、提携候補先等とのコミュニケーションを英語で取れること。英語でのコミュニケーションが難しい場合、企業側で十分な通訳者を手配すること。
- 5) 全てのプログラムに参加可能なこと。
- 6) 事業成果把握のために、ジェトロが実施するアンケート等にご協力頂けること。
- 7) J-Bridge会員（<https://www.jetro.go.jp/jdxportal/j-bridge.html>）であること。
非会員企業からの本プログラム申込みについては、「Japan Innovation Bridge 会員規約（https://www.jetro.go.jp/ext_images/dxportal/j-bridge/pdf/j-bridge_terms2021.pdf）」に同意の上、申込締切迄に会員登録申請を行うこと。
*会員登録には審査があります。また、会員登録完了が採択要件となります。
- 8) 「J-Bridgeコーチングプログラム 利用条件」に全て同意すること。

審査基準

1



チーム

米企業との連携・協業に対応した製品機能および社内体制を有しているか。

2



ソリューション

市場投入可能なソリューションを有しており、米企業との連携・協業による製品改良/開発/拡張等の製品機能を有しているか。

3



スケーラビリティ

実現可能な事業プランやビジネスモデルを有しており、市場シェア拡大が見込まれる分野か。

4



市場ニーズ

ソリューション/製品/サービスが市場ニーズや社会課題を的確に捉えているか。

5



対象分野

カーボンニュートラル、デジタル対象分野に関連するソリューションとなっているか。

6



XPLORATION PARTNERS社
エコシステム親和性

XPLORATION PARTNERS社との親和性が見込まれるソリューションやビジネスモデルであることが望ましい。

申し込み方法

STEP1 エントリーフォーム入力

参加要件、利用条件をご確認の上、以下よりフォーム入力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/sfc/j-bridge2023>

注1) J-Bridge会員登録について

本事業はJ-Bridge会員企業向けのプログラムです。未登録の場合は、以下から会員登録手続きをお願いします。
会員登録申請中の企業様も本プログラムにお申し込み頂くことは可能です。（会員登録完了が採択要件となります。）

<https://www.jetro.go.jp/jdxportal/j-bridge.html>

注2) 提出資料について

エントリーフォームの指示に従い、以下プレゼン資料のアップロードもお願いします。

※プレゼン資料(英語)：以下項目を含め、PPT/PDFで5枚程度にまとめてください。

- ・ 自社が有するどのような課題を解決したいか
- ・ ビジネスモデル（市場規模や競合との比較等）
- ・ 過去の実績と今後の展望
- ・ チームメンバー紹介

STEP2 面談審査（英語/日本語）

申込受け付け後、5営業日以内に採択に向けた面談審査を実施します。概要は以下の通りです。

申込企業から事業説明（15分）、質疑応答（10分） 計25分程度 ※日程等詳細は申込企業に個別にご連絡します。

提携先機関



シリコンバレーを拠点とするXplorationPartnersは、UberやSpotifyなど25以上のユニコーンを輩出、成功に導いた歴史を持つRocketSpaceのオープンイノベーション部門を率いた人物によって設立された。

スタートアップとテクノロジーに焦点を当て、大手事業会社とのオープンイノベーションに取り組んできた実績から、世界中のトップスタートアップとの比類のないネットワークを誇り、企業から最大級の信頼を得ている。

丁寧なメンタリングとマッチング力の高さに定評がある。過去のプログラムでは日本企業15社を支援し、紹介したスタートアップとNDAを締結、協業に向けた話し合いを継続する実績を築いた。

URL: <https://www.xplorationpartners.com/>



Brad Strum
CEO & Managing Partner

企業のオープンイノベーション支援に20年以上携わり、30カ国15分野150企業を成功に導く。クライアントには、MIZUHO、パナソニック、NTTドコモなど日系企業も多数抱えている。企業と共に画期的なテクノロジーと革新的なビジネスモデルを継続的に模索する中で、数多くの指導的役割を果たしてきている。



Ana Martinez
Partner

企業のオープンイノベーション支援に豊富な経験を持ち、30を超えるさまざまな業界のGlobal1000企業や中小企業と協力。企業と中小企業の間で70以上のパートナーシップ構築を主導。トップスタートアップ、企業、投資家をつなぐピッチコンテストとネットワーキングプラットフォームを立ち上げた経験もある。

【J-Bridgeコーチングプログラム 利用条件1】

1. Japan Innovation Bridge（以下「J-Bridge」といいます。）会員向けサービスであるコーチングプログラム～OPEN INNOVATION with the US～（以下「本サービス」といい、詳細は第2項に定めます。）の利用に当たっては、この利用条件（以下「本利用条件」といいます。）をご確認ください。
- 2.本サービスは、ジェットロの海外企業に係るネットワーク、知見を活用することにより、海外企業との具体的な協業、連携の案件形成に向けた、申込み者の希望に合致する海外企業情報の提供、海外企業へのコンタクト、面談に係る日程調整、面談前後の助言及び情報提供等を行います。
- 3.本サービスをご利用いただける日本企業等はJ-Bridge会員企業（以下「会員」といいます。）とします。
- 4.会員が利用条件フォームに同意のうえ申込みを行い、これをジェットロが承諾した時点で、本サービスの利用契約が締結されます。
- 5.ジェットロは、本サービスに係るミーティングを、インターネット回線を通じたWEB会議システムを利用して実施することができます。この場合、会員は、以下の事項に同意するものとします。
ジェットロは、本サービスの品質向上のため、本サービスの内容の全部又は一部を録音、録画することができます。
会員がご使用のPC等の端末環境、インターネット回線及びアプリケーションの状況が、ジェットロの指定するアプリケーション（以下「指定アプリケーション」といいます。）の設定を満たしているか、ご確認ください。
<設定環境>
(1) ジェットロの指定するアプリケーションZoomもしくはTeams（変更可能性あり）のインストール
※詳細は、以下のウェブサイトをご覧ください。
<https://support.zoom.us/hc/ja/articles/201362023>
<https://docs.microsoft.com/ja-jp/microsoftteams/hardware-requirements-for-the-teams-app>
(2) マイク、スピーカーの設定
本サービスへの参加において、設定環境が満たされない場合には、映像又は音声途切れ又は停止する等、正常に本サービスへの参加を継続できないことがあります。なお、ジェットロは、設定環境についての技術的なお問い合わせにつきましてはご回答いたしかねます。
本サービスのアクセスURL、ID、パスワード等については、ジェットロからの別段の指示がない限り、第三者に開示してはいけません。
不正アクセス防止のため、アカウント名には、ご本人と分かるように氏名（フルネーム）をご記載ください。Z
機密性の高い情報や個人情報（氏名を除く）を共有することは、お控えください。
本サービス提供時には、第三者がPC等の画面を視認できない環境にて、ご参加ください。
本サービス提供時に資料を投影することがありますので、PC等の画面の大きい機器の使用を推奨します。
本サービス提供時のチャットの使用は、担当者が気付かない場合がございますので、原則お控えください。
本サービス提供時間の前後のスケジュールは、本サービス提供に支障が生じないよう余裕をもってご設定ください。
- 6.ジェットロは、会員の事前の同意を得て、本サービス及び関連するサービスを実施する過程において取得した秘密情報及び／又は個人情報を、本サービスに必要な範囲内で、「Japan Innovation Bridge 会員規約」（以下「会員規約」といいます。）記載の対象に加え、マッチング先に提供することがあります。
- 7.以下に該当する場合は、ジェットロは本サービスを提供することはできません。
調査結果を会員自身ではなく第三者が利用することを想定したもの
現地企業に対して会員に成り代わり調査すること若しくはこれに類するもの又は信用調査
営業活動や銀行取引状況、非公開の資金調達状況、取引・調達状況等の調査
企業の売上、利益等の財務情報、支店数や従業員数などの企業情報(公開情報で判明するものは除く)
その他、公開されていない企業情報
会員に成り代わり、第2項の範疇を超えて企業やサービスの特性などについて説明するもの
経済秩序を乱す恐れがある、違法目的と判断される、あるいは公序良俗に反するもの
その他、ジェットロが連絡・調整・調査困難と判断するもの
- 8.前項に基づくサービスの不提供により、会員が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロは会員に対し一切の責任を負わないものとします。
- 9.本サービスに基づく面談がアレンジされた後で、天災、ストライキ、暴動、労働争議等の産業妨害、不可避的な事故、その他のジェットロの責任によらない不測の事態やマッチング先の都合により、当該面談のキャンセルもあり得ますことを予めご了承ください。この場合、当該面談のキャンセル等に関連して、会員が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロ、業務委託先は会員に対し一切の責任を負わないものとします。
- 10.本利用条件に定める以外の事項は、会員規約における「本事業における他のサービス」として会員規約が準用されるものとします。本利用条件と会員規約に矛盾抵触がある場合には、その限度で、本利用条件が優先します。
- 11.原則として代表者による同意をお願いします。同意される方が代表者でない場合には、同意を行う職務権限を有するか又は会社の委任を受けており、かつ、必要な社内手続を履践している場合に限り、同意いただくことが可能となります。

【J-Bridgeコーチングプログラム 利用条件2】

1. ジェトロは、できる限り正確な情報と有用なプログラムを提供するよう努力しております。しかし、提供した情報の正確性およびプログラムの有用性の確認・採否は、参加企業の責任と判断で行っていただきます。
ジェトロおよびメンターは万が一参加企業に直接、間接に関わらず損害等が生じた場合の責任を一切負わないものとします。
2. ジェトロおよびメンターが国内外で関係先に提供した参加企業の情報等が関係先等の第三者によって不正に使用され、万が一参加企業に損害等が生じた場合、ジェトロおよびメンターは一切の責任を負わないものとします。
3. ジェトロが面談をアレンジした後で、天災、テロリズム、感染症、ストライキその他のジェトロの責任によらない不測の事態や訪問先の都合による直前の面談キャンセルもあり得ますことを予めご了承ください。
その場合、参加企業が手配された渡航費、宿泊費、通訳、移動手段等について参加企業にキャンセル料支払い義務など損害が発生してもジェトロは一切責任を負いません。
4. 反社会勢力に該当しないことについて：
(現在、および、将来にわたって、自らが反社会的勢力（本条において、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に定義される暴力団及びその関係団体、これらの構成員、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等またはこれらに準じる者、ないし、これらのいずれかに該当しなくなった日から5年間を経過しない者をいいます。）ではないこと、および、次の各号のいずれにも該当しないことをご確認ください。
(a)親会社等、役員その他、名義上ないし実質的に経営に関与する者が反社会的勢力であること。
(b)反社会的勢力を所属者とし、または反社会的勢力を代理人、媒介者、ないし受託者（受託者の代理人、媒介者を含む。）とすること。
(c)反社会的勢力が経営を支配し、または実質的に経営に関与していると認められる関係を有すること。
(d)反社会的勢力を不当に利用し、または交際していると認められる関係を有すること。
(e)反社会的勢力に対し、名目の如何を問わず資金提供を行うこと、または、今後行う予定があること。
(f)自ら又は第三者を利用して、次の各号の一に該当する違法行為を行うこと。
 - i. 暴力的な要求行為。
 - ii. 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - iii. 取引に関し、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - iv. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてジェトロの信用を毀損し、またはジェトロの業務を妨害する行為。
 - v. 前各号に準ずる行為。
(g)その他、反社会的勢力と非難されるべき関係を有すること。
(2)第1条及び第2条の誓約に違反することが判明した場合、または、前項の表明及び保証に反して、反社会的勢力あるいは前項(a)～(g)の一にでも該当することが判明した場合、ジェトロは事前の通知等なしに、参加企業の本事業への参加契約を解除することができます。この場合、ジェトロは、企業が支払った参加費の償還を一切負担しません。
(3)前項の定めに基づき、ジェトロが企業の本事業への参加契約を解除した場合、解除に起因して発生した如何なる損害の賠償について、ジェトロは一切負担しません。
(4)第2項の定めに基づく解除権の行使の有無にかかわらず、企業が上記(1)の表明及び保証に反したことに起因してジェトロに損害が生じた場合、ジェトロは被った損害について、賠償請求を行います。

【J-Bridgeコーチングプログラム 秘密保持・個人情報について】

1. ジェトロ、メンターおよび参加企業は、当事者のいずれかから開示された又は本事業を実施する過程において取得された当事者のいずれかの業務上の情報（個人情報及び法人情報）を秘密として扱うものとし、開示した当事者又は情報の保有者の承諾を事前に得ることなく、これらの情報を本サービスの実施以外の目的以外に使用し、又は第三者に開示してはならないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報には含まれないものとしますが、該当情報が個人情報に該当する場合は秘密情報として取扱うものとします。
2. 開示の時点ですでに公知の情報、又は開示後開示を受けた当事者の責によらずして公知となった情報
3. 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
4. 開示の時点ですでに開示を受けた当事者が保有している情報
5. 開示を受けた当事者が、開示された情報によらずして独自に開発した情報
6. 開示した当事者が、第三者に対し秘密保持義務を課すことなく開示した情報
7. 法律の強制力を伴い裁判所又は管轄官公庁により開示を要請された情報
8. 関係先の紹介と面談アレンジを行うために必要な範囲でジェトロ、メンターが関係先に開示する情報
9. ジェトロ、メンターおよび参加企業は、本事業遂行上必要な場合のほか、秘密情報又は秘密情報を含む物件について、複製、複写、翻案、翻訳等の行為をしないものとします。
10. 本サービスに関わる個人情報は、本事業の実施および関連サービスの案内に利用します。また、ジェトロが定める「個人情報保護方針」に基づき適切に取り扱います



お問い合わせ先

ジェトロサンフランシスコ事務所

担当：小林

Email: sfc-marketing2@jetro.go.jp